

第六十四回帝國議會
衆議院

少年教護法案委員會會議錄(速記)第十一回

會議

昭和八年三月六日(月曜日)午前十一時五十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 牧野 賤男君

理事蔭山 貞吉君 理事中野勇治郎君

理事松田 正一君

田中喜代松君 丸山 浪彌君

星島 二郎君 犬養 健君

荒川 五郎君 原 夫次郎君

山杵 儀重君 栗原彦三郎君

同日委員山本芳治君辭任ニ付其ノ補闕トシ

テ野依秀市君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

内務參與官 勝田 永吉君

司法政務次官 八並 武治君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

少年教護法案(荒川五郎君外六十六名提出)

出)

○牧野委員長 ソレデハ委員會ヲ開キマ

ス、少年教護法ニ付テ審議ヲ進メマス、豫

テ小委員諸君ニ委託シテアリマシタ結果ニ

付テ、小委員長ヨリ報告ガアリマシタ、此

報告ハ印刷物ヲ以テ諸君ニ御廻シ致シテア

リマスカラ、口頭ノ報告ニ代ヘテ速記録ニ

止メテ置キタイト思ヒマスガ、御異議アリ

マセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○牧野委員長 御異議ナシト認メマス、左

様決定致シマス

報告書

少年教護法案小委員會ハ審議ノ結果原案ニ

對シ左ノ通り修正スヘキモノト意見一致セ

リ

少年教護法案修正條項

第一條 第一項中「ニシテ以下虞アルモ

ノ」ノ二十四字ヲ削ル

同條 第二項削除

第二條 第四項中「附設ス」ノ下「ルコ

トヲ得」ノ五字ヲ加フ

第四條 第一項ヲ左ノ通り修正ス

道府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ少年鑑

別機關ヲ設置スルコトヲ得

同條 第二項削除

第五條 ヲ左ノ通り修正ス

道府縣ノ設置スル少年教護院及少年鑑

別機關ハ地方長官、國立少年教護院ハ

内務大臣之ヲ管理ス

第六條 中「少年保護」ヲ「少年教護」

ト又「少年保護員」ヲ「少年教護委員」

ト修正ス

第七條 中「非ラサル者」ノ下「本法ニ

依リ教護ヲ目的トスル」ノ十三字ヲ加

入ス

第八條 第一項中該當ノ下「シ救護ノ必

要アリト認ムルトキハ之ヲ道府縣立」

ノ二十一字ヲ削リ「スル者アルトキハ

之ヲ少年」ノ十二字ヲ加入ス

同條 第一項第一號「一、少年ニシテ」

ノ下「不良行爲ヲ爲シ又ハ不良行爲ヲ

爲ス虞アリ且」ノ二十字ヲ加入ス

同條 第一項第三號ヲ削リ更ニ「三、少

年審判所ヨリ送致セラレタル者」ノ一

付託議案 (審査終了ノモノヲ除ク)

少年教護法案(荒川五郎君外六十六名提出)

未成年者飲酒禁止法中改正法律案(丸山浪彌

君外十二名提出)

出版權法案(原夫次郎君外六名提出)

助産師法案(野中徹也君外二名提出)

產師法案(土屋清三郎君外三名提出)

產師法案(野方次郎君外二名提出)

產師法案(山道襄一君外三名提出)

行ヲ加フ

同條 第二項中地方長官ハ前項ノ下

「ノ外認可教護院其ノ他」ノ十字ヲ削リ

「第一號及第二號ニ該當スル者ニ對シ

前項ノ處分ノ外」ノ二十三字ヲ加入シ

更ニ又ハ「少年保護員」トアルヲ「少

年教護委員」ト修正ス

同條 第三項全部削除

第九條 第一項中内務大臣ノ下「ハ前條

第一項第一號又ハ第二號ニ掲クル者」

ノ十九號ヲ加入シ更ニ該當ノ下「シ教

護ノ必要アリト認ムル」ノ十二字ヲ削

リ「スル」ノ二字ヲ加入シ尙ホ入院セ

シムノ下「ベシ」ノ二字ヲ削リ「ルコ

トヲ得」ノ五字ヲ加フ

同條 第一項第一號「一、少年ノ情狀ニ

依リ特ニ」ノ十字ヲ削リ「性狀特ニ不

良ニシテ」ノ九字ヲ加入ス

同條 第一項第二號中雖ノ下「特以下

十五字」削リ「特ニ入院ノ必要アリト

認メタル者」ノ十五字ヲ加フ

同條 第二項削除

第十條 ヲ左ノ通り修正ス

地方長官必要アリト認ムルトキハ少年教護院ヲ退院シタル者ニ對シ適當ノ保護監督ヲ行フヘシ

第十二條 全部削除、以下順次繰上ゲ

第十二條 ヲ左ノ通り全部修正ス

第八條乃至第十條ノ規定ニ依ル處分ハ其處分ヲ受ル者滿二十歳ニ達スル迄之ヲ繼續スルコトヲ得

第十三條 中「少年保護員」トアルヲ「少年教護委員」ト修正ス

第十四條 中第八條第一項第一號ノ下

「ニ該當スル者」ヲ六字ヲ加入シ更ニ一時保護ノ下「ヲ爲シ又ハ」ノ五字ヲ削リ

「ノ爲メ」ヲ三字ヲ加入シ尙ホ委託ノ下

「シ之ヲ爲サシメ」ヲ七字ヲ削リ「スル

コトヲ得」ノ六字ヲ加入ス

第十五條 中教護院長ノ上ニ「少年」ノ二字ヲ加ヘ更ニ後見人アル者ノ下「ニ對スル財産管理權」トアルヲ「ノ財産管理」ト修正ス

同條 第二項削除

第十八條 中第八條ノ下「第一項第一號

第二項」ノ九字ヲ削リ「第十七條」トアルヲ「第十六條」ト修正シ第一項ノ下

「及」ノ一字ヲ加フ

第十九條 第一項中「道府縣以下鑑別所」

迄十四字ヲ削リ「道、府、縣ノ設置スル少年教護院及少年鑑別機關」ノ二十字ヲ加ヘ更ニ「少年保護員」トアルヲ

「少年教護委員」ト修正シ尙ホ費用ノ下

「北海道地方費又ハ」ノ八字ヲ削リ「道」

ノ一字ヲ加入ス

同條 第二項中「第十五條」トアルヲ

「第十四條」ト修正シ更ニ「又ハ爲サシメ」ノ六字ヲ削リ

第二十條 第一項中前條第一項ノ下「ノ

規定ニ依ル」ノ六字ヲ加入ス

同條 第二項中「認可」ノ二字ヲ削リ

「第七條ノ規定ニ依リ認可セラレタル少年」ノ十八字ヲ加フ

同條 第三項ヲ削除ス

第二十一條（原案第二十二條）全部削除

以下條文繰上ゲ

第二十一條 中「認可」ノ二字ヲ削リ「第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル少年」ノ十八字ヲ加ヘ「租稅其ノ他ノ公課」ノ八字ヲ削リ「地方稅」ヲ三字ヲ加フ

第二十二條 ヲ新タニ挿入ス即チ

內務大臣及地方長官ハ第七條ノ規定ニ

依リ認可ヲ受ケタル少年教護院ヲ監督シ之カ爲必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 中「認可」ノ二字ヲ削リ「第七條ノ規定ニ依リ認可セラレタル少年」ノ十八字ヲ加入ス

第二十四條 第一項ヲ左ノ通り修正ス

少年教護院長ハ在院中所定ノ教科ヲ履修シ性行改善シタル者ニ對シテハ其退院後ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ト認定スルコトヲ得但少年教護院ノ教科ハ小學校令ニ遵據シ文部大臣ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第二十五條 中本法中ノ下「市」ヲ削リ更ニ町村又ハノ下「市」ヲ削リ

第二十六條 第一項中事項ノ下「又ハ」

下拘ラス」ノ三十一字ヲ削リ「ハ」ノ一字ヲ加入シ更ニ「但シ」以下全部ヲ削リ

同條 第二項中「一年」ヲ「三月」ニ「千

圓」ヲ「百圓」ト修正ス

附則

附則第三項以下全部削除シ更ニ左ノ四項目ヲ追加ス

少年法ニ依ル保護處分ノ實施セラレサル

地區ニ限り第一條第一項ノ年齡ハ之ヲ十八歳未満トス

本法施行ノ際現ニ存スル國立感化院及道府縣立感化院ハ之ヲ本法ニ依リ設置シタル少年教護院ト看做シ其在院者ハ之ヲ本法ニ依リ入院セシメラレタルモノト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル代用感化院ハ之ヲ第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル少年教護院ト看做シ其在院者ニシテ感化法第五條ノ規定ニ依リ入院セシメラレタルモノハ之ヲ本法ニ依リ入院セシメラレタルモノト看做ス

本法施行ノ際道府縣立感化院ノ設置ナキ道府縣ハ本法施行ノ日より五年以内ニ少年教護院ヲ設置スルコトヲ要ス
昭和八年三月

少年教護法小委員會

委員長 中野勇治郎

少年教護法委員會

委員長 牧野 賤男殿

○牧野委員長 小委員長ニ付テ、御意見ガ

アレバ承リタイト思ヒマス

○中野（勇）委員 只今委員長カラ小委員會

ノ結果ヲ印刷物ニ依テ御了解ヲ願ヒタイト

云フコトデゴザイマシタノデ、私モ其朗讀

ヲ省略致シタイト存ジマスルガ、簡單ニ一

寸經過ヲ御報告申上ゲタイト存ジマス、小
委員會ハ極メテ慎重ニ審議セラレタノデア
リマス、而シテ其審議スルニ付キマシテハ、
關係法規竝ニ關係省ノ意向ノアル所ハ十分
參酌シタノデアリマス、或ハ内務省、司法
省ハ、之ニ對シテ贊否ヲドウ御決定ニナル
カ存ジマセヌガ、委員會トシテハ内務省ノ
意向ノアル所、司法省ノ意ノ存スル所、總
テ十分參酌シテ此案ヲ作成シタ次第デアリ
マスルカラ、御質問ニ對シテハ十分御答モ
シマスルガ、大體御手許ニ廻シマシタ印刷
物ノ通りデアリマスルカラ、ドウゾ御贊成
アランコトヲ御願致シマス

○荒川委員 本案ニ付キマシテハ、連日委
員諸君ガ熱心ナ御審議ヲ下サレ、其結果司
法當局ノ御出席ヲ求メテ懇談致シマシタ、
其中デハ本案トシテハ少シク困難ト致ス箇
條マデモ、司法當局ノ此法案ニ對スル贊成
シ兼ネル理由ヲ承ッテ、其要旨ヲ之ニ織込ム
コトニ致シ、更ニ内務當局ノ出席ヲ求メテ、
小委員會ニ於テハ全部ニ互ッテノ御意見ヲ
モ承リ、斯クシテ小委員長ノ御報告モ出來
タノデアリマス、其結果ニ於キマシテハ、
原案提出者ト致シテハ、十分ノ満足ヲ致
シ兼ネル點ガアルノデアリマス、併ナガ
ラ既ニ司法當局ノ御意見ヲ容レ、内務當局

ノ御意見ヲ容レテ、茲ニ案ガ出來マシタ以
上ハ、之ニ向ッテ贊成ヲ致サスト云フコトハ
當ヲ得スト思ヒマスカラ、全部小委員長ノ
御報告ニナリマシタ修正案ニ贊成ヲ致シマ
ス、ドウゾ速ニ進行致シマスヨウニ御配慮
ヲ願ヒマス

○原委員 私ハ小委員會ノ勞ヲ多トスル者
デアリマス、私モ本案提出者ノ一人デアッ
テ、之ヲ支持スル者デアリマス、此法案ノ
成立ヲ望ム所カラ、小委員ノドナタカラデ
モ宜シイノデアリマスガ、此成案ニ付テ一
點ダケ伺ッテ御答ヲ得タイノデス、ソレハ本
法ノ全部ノ骨子トモ謂フベキ第八條デス
ガ、御修正ノ此八條ノ第二號ノ「少年ニシ
テ親權者又ハ後見人ヨリ入院ノ出願アリタ
ル者」トアルノデアリマスガ、是ハ無條件
デ、不良行爲ヲ爲シ又ハ不良行爲ヲ爲ス虞
アル者ハ、是ハ變ラナイ譯ナノデスカ、ソ
レハドウ云フ點デ區別ガシテアルノデアリ
マスカ

○中野(勇)委員 第一號ハ親權者又ハ後見
人ノナイ場合デアリマスカラ、當然地方長
官ガ職權ニ依テ調査ヲスル必要ガアリマ
ス、只今ノ御尋ノ第二號ハ、特ニ不良行爲
ヲ爲シ又ハ不良行爲ヲ爲ス虞アリ云々ノ
文字ハアリマセヌガ、是ハ敎護院ノ性質カ

ラ見マシテ、當然ノコトデアアルノミナラズ、
親權者又ハ後見人ヨリ入院ノ出願ガアル場
合ニ於キマシテハ、當然不良行爲云々ノ事
實ガアレバ、出願スルモノデアルト云フコ
トヲ當然原則トシテ認メマス、併シ或ハ親
權者若クハ後見人ガ間違ッタ出願ヲスル場
合ガナイトハ保セマセヌガ、其場合ニ於テ
ハ、地方長官ハ十分ニ審査シテ任意ニ許可
スルノデアリマスカラ、特ニ文字ガ斯ウナ
クトモ心配ハナイト云フ解釋デゴザイマス

○原委員 唯私ノ御尋シタイ點ハ、アレハ
確カ精神病看護法カ、國立精神病法ナドニ
規定ガアッタト思フノデスガ、同じ親權者デ
アッテモ又後見人デアッテモ、御家騒動ヲ爲
シテ、財産ナドガ相續人ニアルト云フ場合
ニ於テハ、往々ニシテ重大問題ヲ起ス場合
ガアル、例ヘバ繼母ガ居ルトカ、後見人ガ
財産ヲ狙フトカ云フヤウナ場合ニハ、小サ
イ十四歳未滿ノ者ナドハ、何カケチヲ付ケ
テ、サウシテ虚偽ヲ申出ラシテ、不良ノ虞
ガアルカラ、敎護法ヲ適用シテ地方長官ニ
申出テ、敎護院ニ入レルト云フヤウナコト
ガアリ得ルコトモ、矢張法律ハ豫想シナケ
レバイカヌト思フノデ、ソレデ此第二項ノ
唯少年ニシテ親權者又ハ後見人ヨリ入院ノ
出願アリタル者ト云フ場合ニ於テハ、普通

ノ狀態デハ子ヲ思フ親デスカラ、其普通ノ
狀態ダケハ是デ洵ニ結構デスガ、變則ナ
ヤツガ出タ場合ニハ、第一項ニハ、親權、
後見等ヲ行フ者ガナイ場合ニハ、特別ナ斯
ウ云フ規定ヲ設ケテ、不良ノ行爲ガアルト
カ、不良ノ虞ガアルトカ云フコトヲ規定シ
テ置イテ、今度第二項ニハ、親權者又ハ後
見人ハアッテモ、ソレガ反對ニ子供ヲ害シヨ
ウトスル場合ニハ、第一項ヨリカヨリ以上
ナ不安狀態ニアルカラ、サウシテ法律文例
トシテハ、矢張同様ナ第一項ノ文例ヲ加ヘ
タ方ガ宜イト思フケレドモ、併ナガラ其場
合ハ文例ナドニ據ル必要ハナイ、地方長官
ガ認定シタ上デ、敎護ノ必要アリト認ムル
時ニハ入院セシムルト云フコトデアアルカ
ラ、ソレハ無論調査スルダラウ、ソナ地
方長官ニハ馬鹿ナ奴ハナイノダト、斯ウ言
ヘバ言ヘルケレドモ、地方長官ハ直接ヤルノ
デハナク、下ノ警察官其他カラ報告ヲ得テ
ヤルノダカラ、殆ド盲判ヲ捺スヤウナモノ
デアアル、ソコデ私ハ矢張第一項ノ例ニ倣ッ
テ、入レテ置イタ方ガ宜イデヤナイカト思
フノデスケレドモ、併シ折角小委員デ御骨
折ヲ願ッタノダカラ、宜イト認メラレタラ
是デ私モ大シタ異存ハナイノデス、唯念ノ
爲ニ私ハ御尋シテ置クノデスカラ、ソレデ

宜シウゴザイマス

○蔭山委員 モウ既ニ何回ニモ互ッテ此案

ハ研究サレテ居ルモノデアリ、又少年教護法ノ小委員會ニ於キマシテモ、非常ニ御審議ヲ爲スッテ居ルコト、存ジマス、色々質疑モアルドラウト思ヒマスガ、此際此程度ニ止メテ、尙ホ内務省ノ御意見モ伺ヒ、司法省ノ御意見モ伺ッテ、其上デ其意見ガ如何ニアラウガ、大體宜イト云フ點ニ於テ、速ニ之ヲ通シテシマツタ方ガ宜イト私ハ思フノデス

○松田委員 蔭山君ノ說ニ賛成致シマス

○牧野委員長 質問ヲ打切ッテ、討論ニ入ッテ宜シウゴザイマスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○牧野委員長 然ラバ小委員長御報告ノ案ヲ基礎トシテ討論ニ入りマス、此際御意見ガアレバ十分御發表ヲ御願致シマス

○八並政府委員 討論ニ入ル前ニ簡單ニ司法省ノ意見ヲ申上ゲテ置キマス、折角小委員諸君ガ慎重ニ御協議下スッテ成案ヲ得タノデアリマスカラ、鵜呑ニモ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマスケレドモ、實ハ只今始メテ頂戴致シタノデアリマシテ、逐條ニ互ッテ研究スル時間ガナイノヲ洵ニ遺憾ト致シテ居ルノデアリマス、相成ベクナラバ

モウ一日此委員會ヲ御延期願ッテ、其間ニ司法省トシテノ各關係官吏ノ御集リヲ願ッテ、研究ヲ致シタ上贊否ノ意見ヲ述ベタイト云フノガ私ノ本心デアリマスガ、委員會ノ情勢ヲ見マスルト、既ニ討論ニ入ッテ、只今御決議ニモ相成ラウカト云フヤウナ情勢ニアルノデ、洵ニ遺憾ニ存ジテ居ルノデアリマス、實ハ荒川委員モ御承知ノ通り、少年法ノ實施ニナリマシタ時色々議論ノアツタ問題デアリマシテ、此點ニ付テハ、司法省トシテ餘程慎重ノ上ニ慎重ニ考ヘテ決シタイ問題デアリマス、或ル意味カラ云ヘバ、私ノ方ノ關係ノ一ツノ重大問題トシテ取扱フベキ箇條モアルヤウニ考ヘテ居ルノデアリマス、併シ大體司法省ノ意見モ織込デアルト云フヤウナ小委員ノ御說デアリマシタガ、マダ其點ニ付テ研究ヲ致シテ居リマセヌカラ、私等ノ意見ガ織込マレテアルカ否ヤト云フコトモ、實ハ此場合申上ゲ惡イノデアリマス、サウ云フ次第デアリマスカラ、根本ノ考ニ於テマダ研究ノ餘地アリト、司法省トシテハ考ヘテ居ルノデアリマス、洵ニ時間ガナイノデ贊否ヲ申上ゲルコトガ出來ナイノハ遺憾デアリマスカ、右様ナ次第デアリマスカラ、此際贊否ノ意見ヲ留保致シタイト考ヘマス

○荒川委員 最早申上ゲヌデモ宜イノデア

リマスガ、只今八並政務次官ノ御話ノ中ニモアリマシタガ、是ハ司法省ノ意見ヲ採リマシテ、之ニ加除致シタ要點ハ、八並次官ニモ直接ニ御目ニ掛ッテ其書面ヲ差出シ、更ニ司法大臣ニモ其箇條ヲ出シテ、何レモ非公式デハアリマシタガ數日前ニ差上ゲテ置イタノデアリマス、從來本案ニ賛成シ兼ネルト云フコトヲ承ッタ點ヲ申上ゲタノデアリマスカラ、ソレニ付テ何カ意見ガアレバ承リ得ルカト思ッテ居リマシタ、一應私共ガソレダケノ手續ハ、非公式ナガラ致シテ置キマシタト云フコトヲ御報告申上ゲマス

○山井委員 私ハ先日來政府委員ノ方々ト

折衝致シマシタ立場カラ致シマシテ、只今八並政務次官ノ御言葉ガアリマシタカラ、一言ダケ所見ヲ申上ゲサシテ戴キタイノデアリマス、ドウカ司法省ニ於キマシテハ、法理論ノ徹底ヲ期スルヨリモ、事實不良ナル者ノ居ルコトニ、如何ニシテ便宜のニデモ、少シデモ速ニ手ヲ著ケルコトガ出來ルカト云フ、實際の立場カラ本法ヲ御覽下サイマスヤウニ、切ニ御願ヲ致スノデアリマス、法理的ノ大前提カラ割出シテ、サウシテ其大前提ノ三段論法ノ網ニ掛ルカ、掛ラヌカト云フヤウナコトデ御審議下サラナイ

デ、ドウシテ不良ナル青少年ヲ感化教護スルコトガ出來ルカ、ソレモ完全ナ方法ガ速ニ出來ナイナラバ、便宜のニデモ何トカ方法ハアルマイカ、斯ウ云フ實際のノ立場カラ本法ヲ御攻究下サイマスヤウニ、只今御出デニナッテ居リマスル政務次官竝ニ保護課長ハ、此委員會ノ心持ヲ御汲取り下サイマシテ、省議ノ際御盡力アランコトヲ切ニ希望致シテ置キマス

○栗原委員 ズット先日來司法當局ノ御意見

ノアル所、竝ニ他ノ委員諸君ノ御意見ノアル所ヲ伺ッテ居リマスルト、要スルニ司法省ニ於テハ、此方面ニ對シテノ所謂刑事政策的精神ヲ何處マデモ徹底ショウト云フノニアルシク、又提出者諸君竝ニ内務省等ノ御精神ノ在ル所ハ、所謂人格教育ノ範圍ヲ擴メテ行ッテ、教育ノ力デ不良少年ヲ無カラシムルコトニシタイト云フヤウニ拜見シテ居リマス、實際ニ於キマシテハ、刑事政策ノ運用ニ依テノミデハ、是ハ行ハレナイコトデアリマシテ、所謂天下冤民ナカラシメタ前漢ノ于定國ガ、何デ天下冤民ナカラシメタカト言ヘバ、門ヲ開イテ孤ヲ入レタト云フ一事ニ盡キテ居ル、詰リ孤ト云フノハ孤兒デアリマスガ、是ハ不良ノ徒ノコトデアッテ、不良少年ヲ本當ニ溫情ヲ以テ導イタ

コトニ依テ、天下冤民ナカラシメタ、更ニ
又唐ノ宋世良ガ獄蓬蒿ヲ生ジタ、牢屋ノ周
圍ガ草ダラケニナッテシマッタト云フコト
ハ、何デアルカト言ヘバ、ヤハリ宋邸附近
ニ集マル不良ノ徒ヲ導イタカラデアル、斯
ウ云フ點カラ考ヘテ見マシテモ、此刑事政
策ハ秋霜烈日ナヤリ方ノミヲ以テ臨シデ
ハ、到底此不良少年ヲ感化スルト云フコト
ハ出來ナイ、ドウシテモ教育ノ擴張ト云フ
ヤウナ方針カラ出タモノト考ヘマスカラ、
司法當局ニ於テハ其精神ヲ以テ、只今山杓
君ノ述ベラレタヤウニ、單ニ自分等ノ力ノ
ミヲ以テト云フコトデナクシテ、如何ニス
レバ本當ニ不良ノ徒ヲ感化シ、天下一人モ
不良ノ徒ナカラシムルコトガ出來ルカト云
フコトニ、考慮セラル、ヤウニ御願シタイ
ト思ヒマス

○牧野委員長 此際司法省デモ意見ヲ纏メ
テ來ルト云フ御希望モアリ、又政友會ノ方
デハ政務調査會ノ諒解ヲ得ルト云フ關係モ
アリ、旁々一時休憩シテ午後ニ繼續致シタイ
ト思ヒマス、御異議アリマセヌカ

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○牧野委員長 然ラバ休憩致シマス、午後
二時ヨリ開會致シマス

午後零時二十五分休憩

午後二時十九分開議

○牧野委員長 少年教護法案ニ付テ休憩前
ニ引續キ開會致シマス、本案ハ司法省ノ意
見モ出マセヌシ、尙ホ政友會ニ於テ代議士
會ヘ諮ル必要モアリマスルカラ、今日ハ此
程度ニ止メ、明日午後一時カラ委員會ヲ繼
續致シマス、今日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時二十分散會

昭和八年三月六日印刷

昭和八年三月七日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社印刷所